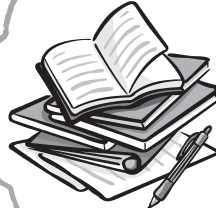


# 平成 26 年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

～事業所得や不動産所得などがあるすべての人に記帳と帳簿書類の保存が必要になります～

営業、農業、不動産など所得の申告にあたって、このようなことはありませんか…

- ・領収書などを紛失してしまった。
- ・収入金額や必要経費をまとめていないので分からなくなってしまう。
- ・記帳や書類の保存義務は、青色や一部の白色申告の人だけだから…。



所得税法の改正により、これからは事業所得等があるすべての人が帳簿を備え付け、収入と必要経費を記帳するとともに請求書や領収書を保存する必要があります。

※青色申告の人のほか、白色申告の人のうち前々年分あるいは前年分の事業所得などの金額の合計額が300万円を超える人は、すでに記帳・帳簿等の保存を行っています。

## 平成 26 年 1 月からの記帳・帳簿等保存制度

### 対象となる人

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての人です。所得税の申告をする人はもちろん、所得税の申告の必要がなく市県民税の申告を行う人も対象となります。※現行の記帳・帳簿等保存制度の対象者は特に変わりはありません。

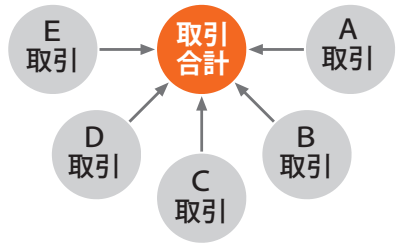
### 対象となる日

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存が必要になります。(平成25年分の所得の申告を行う際は従来どおりの扱いとなります)

### 記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れなどの必要経費を帳簿に記載します。記帳にあたっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっていきます。

#### 合計金額を記入



### 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

詳細については、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

問合せ▶高崎税務署 (☎322-4711)、困税務課市民税係 (☎内線 1064)